

事務連絡  
令和6年2月8日

各 都道府県 障害児支援主管部（局）長

こども家庭庁支援局障害児支援課

令和6年2月からの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金に係る  
障害児通所支援事業所等向け情報の周知について

平素より、障害保健福祉行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日、令和6年2月からの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の実施について、別添1のとおり、「令和5年度福祉・介護職員処遇改善支援事業の実施について」（令和6年2月8日こ支障第26号こども家庭庁支援局長通知）を発出いたしました。

今般、各都道府県において障害児通所支援事業所等向けに概要や要件等を分かりやすくお伝えいただくため、別添2のとおりリーフレットを作成しております。都道府県におかれましては、各都道府県の国民健康保険団体連合会と連携の上、必要に応じ内容を修正いただき、管内の障害児通所支援事業所等への周知に御活用ください。

また、別添3のとおり、「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金に関するQ&A（令和6年2月8日）児」を作成いたしましたので、管内の障害児通所支援事業所等への周知を徹底いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

併せて、本交付金を活用した処遇改善の実施につきまして、下記厚生労働省コールセンターにおいて、障害児通所支援事業所等からのお問い合わせ対応を行いますので、御周知をお願いいたします。

- 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金等厚生労働省コールセンター  
電話番号：050-3733-0230（受付時間：9：00～18：00（土日含む））

（別添1）福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金実施要綱

（別添2）事業者向けリーフレット（全国版）

（別添3）福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金に関するQ&A（令和6年2月8日）